

地域密着型サービス事業所の新規指定について
(地域密着型通所介護)

資料1

1 事業者・事業所の概要

項 目		事業者・申請者の内容
申請者	名 称	株式会社 マルトク
	所 在 地	埼玉県北葛飾郡杉戸町内田4－7－30
	代 表 者 氏 名	渡久山 裕樹
事業所	名 称	半日リハビリ通所介護そら
	事 業 所 番 号	決裁後、システムにて付番
	所 在 地	埼玉県久喜市南栗橋4丁目14番地1南栗橋シティーセンタービル1－C
	利 用 定 員	9名
	事業開始予定年月日	令和7年11月1日
	管 理 者 氏 名	渡久山 裕樹

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確 認 項 目		確 認 事 項	確認状況	関係法令等	適否
人員基準	生活相談員	① 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員の勤務時間合计数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されているか。	1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	① 第59条の3第1項第1号	適
		② 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有する者であるか。 (例)①社会福祉主事、②介護福祉士、③介護支援専門員等	介護支援専門員 (登録証にて確認)	② 第5条第2項	適
	看護師 (准看護師)	① 指定地域密着型通所介護事業の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1名以上確保されているか。 <u>(利用定員が10人以下の場合は、配置義務なし)</u>	配置義務なし	① 第59条の3第1項第2号 第59条第2項	適
		② 看護師又は准看護師の資格を有しているか。			
	介護職員	① 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員の勤務時間合计数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されているか。 利用者数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されているか。	1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	① 第59条の3第1項第3号	適
		② 単位ごとに看護師又は介護職員を常時1名以上で配置しているか。	介護職員を1名配置 (勤務表にて確認)	① 第59条の3第3項	適
	機能訓練指導員	① 機能訓練指導員を1名以上配置しているか。	1名配置(勤務表にて確認)	① 第59条の3第1項第4号	適
		② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師等の資格を有しているか。	理学療法士 (免許証にて確認)	① 第59条の3第6項	適
	常勤職員の配置	生活相談員又は介護職員のうち1人以上常勤で配置しているか。	1名常勤で配置 (勤務表にて確認)	① 第59条の3第7項	適
	管理者	① 常勤の管理者が配置されているか。	常勤兼務で配置 (勤務表にて確認)	① 第59条の4	適
		② 管理者は専従であるか。 ただし、当該事業所の通所介護従業者との兼務で、管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができる。	生活相談員と兼務 (業務に支障なし)	① 第59条の4	適

確 認 項 目		確 認 事 項	確認状況	関係法令等	適否
設備基準	食堂及び機能訓練室	合計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上になっているか。 ※3×10人＝30㎡以上であること。	80㎡ (平面図及び現地にて確認)	①第59条の5第2項第1号	適
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	平面図及び現地にて確認	①第59条の5第2項第2号	適
	設備及び備品	消火設備、その他非常災害に際して必要な設備等が備えられているか。	整備・備品等一覧表にて確認	①第59条の5	適
運営基準	運営規程	下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤事業の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	運営規程にて確認	①第59条の12	適
	勤務体制の確保等	従業者の勤務体制を定めているか。	重要事項説明書にて確認	①第59条の13	適
	利用料等の受領	法定代理受領サービスと法定外受領サービスの利用料を分けて明記しているか。	運営規程にて確認	①第59条の7	適

※条例①…久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第9号)
※省令②…特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)